

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙台市長 郡 和子

市町村名 (市町村コード)	仙台市 (100)
地域名 (地域内農業集落名)	岩切 (小鶴、燕沢、今市、畑中、鶴ヶ谷、台ヶ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも上回っているが、一部の条件の悪い農地の引き受け手が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、主食用米に加えて飼料用米等の取り組みや、集団転作で集落営農組織が大豆の生産に取り組む。畑作では、地域の特産を目指して曲がりねぎの栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	268 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	268 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地区域を基本とし、農用地区域内に農地がない担い手の農地を区域とする。  
なお、市街化区域編入の計画がある農地は区域に含めない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、中間管理事業を活用して集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和・大正地域などのほ場整備未整備地は不整形で水の便が悪いが、新たな水源開発は難しいことから、畑作転換を可能とする基盤整備等について地域の理解を深めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けての取組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取組みを行う。また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出・畑地化	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④  
・条件の悪い引き受け手のいない農地は多面的機能支払い制度を活用した農地保全に取り組む。また、畑作地への転換など、農地の条件に合った利用方法を検討するとともに、市街化近郊の立地条件を生かしたレクリエーション農園(貸農園)等を検討する。
- ⑩  
・地域の若手農業者を集落営農組織に参画するように促し、組織の中で地域の後継者として育成する。